

中部ゴルフ練習場連盟 3月研修会

開催日 令和3年 3月 17日 (水)
開催コース レイク浜松カントリークラブ
〒431-2533 浜松市北区引佐町四方浄1番地
☎053-544-0341

本競技はR&A USGA発行のゴルフ規則(2019年1月施行)と、このローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項および各会場の公式掲示板で確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)。別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)を確認のこと。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則17)

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

(a) 修理地

- (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域(マーキングされたギャラリー用の通路を含む)
 - (2) フレンチドレイン(石を敷き詰めた排水用の溝)
 - (3) 張芝の継ぎ目; ローカルルールひな型F-7を適用する。
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
 - (i) ジェネラルエリアの球:
そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - (ii) パッティンググリーン上の球:
そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。
- しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。
- (4) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーダージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1

に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインペディメントである。
- (4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない(例外; ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (6) 電磁誘導カート軌道
電磁誘導カート用の人工の表面を持つ2本の軌道は、全幅をもって1つのカート道路とみなす。球がそのカート道路の上にある場合、規則 16-1 b に基づく救済を受けなければならない。

(c) 地面にくい込んだ球

バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分の部分

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) 所定の場所にあるバンカーライナー
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)。

5. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型E-11を適用し、次のように修正する。

プレーヤーの球がインバウンドの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外: 高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

6. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト; ローカルルールひな型G-1を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載しているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰: 失格
例外: 1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
- (b) 溝とパンチマークの仕様; ローカルルールひな型G-2を適用する。

- (b) 適合球リスト; ローカルルールひな型G-3を適用する。
ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。尚、本競技は、ワンボール条件とする。
このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰: 失格

注: 上記(a)及び(b)の更新されたリストは www.jga.or.jp あるいは www.randa.org で閲覧できる。

7. 険悪な気象状況によるプレーの中断(規則 5.7)

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の間断は、カート無線によって伝えられる。

どちらの場合も、プレーの再開はカート無線によって伝えられる。

注: 危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それ

でも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習 (規則 5)

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習
ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：
「プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。
規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。
例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。」
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習
ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：
「2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
 - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

9. 移動

プレーヤーは、乗用カートに乗車することができる。

10. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、クラブハウス内に掲示して告示する。
2. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないように注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
3. 競技委員会は競技中を含め、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 使用ティーは、レギュラーの部青マーク、シニアの部緑マークとする。
5. プレー中、帽子を着用すること。ハウス内は脱帽。
6. コース内は、携帯電話の使用は禁止。
7. 病気、事故などのやむを得ない状況で出場を取りやめる場合は必ず下記まで連絡をする事。
 - ・ 事前の場合 連盟事務局 052-452-8401
 - ・ 当日の場合 事務局 渡部090-1721-6792又は、
レイク浜松カントリークラブ0594-74-3211まで連絡すること。

競技委員長 伊藤晴夫